

本別町地籍調査業務システム選定公募型プロポーザル実施要領

1. 主旨

この要領は、地籍調査業務システムのパッケージを導入することにより地籍調査事業の業務効率化を図ることを目的とする。

パッケージの導入にあたっては、価格のみによる競争では目的を達成することができないため、技術力及び事務処理に関する提案等を点数化する公募型プロポーザルによって、本別町で使用するパッケージの選定に必要な事項を定めるものである。

(1) 選定するシステムの名称及び数量

地籍調査業務システム 2セット

(2) システムの概要

別紙1「地籍調査業務システム基本仕様書」のとおり

(3) システムの導入方法

開発元が令和3年1月31日までにリース会社に納入し、町はリース会社から令和3年2月1日より5年間の賃貸借をする。

(4) システムの導入にかかる提案額の上限

本システム導入にかかる費用（リース料率を乗じる前の金額）の上限は、5,786,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

2. 参加要件

参加する者は、以下に示す各号すべてを満たす者とする。

- (1) 本システムの保守業務について、専門的かつ十分な能力を有し、直接実施できる者であること。
- (2) 北海道内の令和元年度地籍調査事業実施市町村に対して、地籍調査業務システムの納入、納品実績があること。（現在稼働中に限る。）
- (3) 参加の申込日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) プライバシーマークまたは情報セキュリティ マネジメントシステム（ISMS）を取得していること。
- (5) 参加の申込日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申し立てが行われていない者であること。
- (6) 参加の申込日において、自己の不渡手形又は不渡小切手により、銀行当座取引を停止されていない者であること。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはそ

の役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

エ 役員等が、暴力団または暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有していること。

(8) 納付すべき国税及び地方税に滞納がないこと。

※ 参加表明書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、参加資格を失うものとする。

3. 担当部署

〒089-3392 北海道中川郡本別町北2丁目4番地1

本別町農林課地籍調査推進室 (TEL0156-22-8126/FAX0156-22-5950)

E-Mail chiseki@town.honbetsu.hokkaido.jp

4. 実施スケジュール

プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

なお、公募に関する資料や様式類は、本町のホームページからダウンロードすること。

	項目	日程
1	公告日	令和 2年 7月28日(火)
2	質問書の受付締切日	令和 2年 8月 5日(水)
3	質問書の回答期限	令和 2年 8月12日(水)
4	参加表明書の受付締切日	令和 2年 8月18日(火)
5	参加資格確認結果通知書送付期限	令和 2年 8月25日(火)
6	提案書類等の提出期限	令和 2年 9月10日(木)
7	プレゼンテーション及びヒヤリング	令和 2年 9月24日(木)
8	結果の通知	令和 2年 9月下旬

注：新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大防止のため、他地域との往来が制限されたりしたときは、プレゼンテーションの延期や中止して動画データでの審査となる場合がある。

5. 質問書の受付・回答

本プロポーザルに関する質問は、次の方法で提出すること。

(1) 提出書類

質問書（様式第4号）

(2) 提出期限

令和2年8月5日（水） 午後5時まで

(3) 提出方法

質問箇所及び内容をわかりやすく記載し、電子メールにより提出すること。必ず送達確認のため事務局へ電話等で連絡を入れること。

なお、他の方法による質問書は一切受け付けないものとする。

(4) 提出先

本別町農林課地籍調査推進室（前記3参照）

(5) 質問書の回答期限

質問に対する回答は、令和2年8月12日（水）までに、本別町ホームページで公開する。

なお、回答に対する再質問は、受け付けない。

6. 参加表明の手続き等

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加表明書等を提出すること。

(1) 提出書類（1部）

参加表明書（様式第1号）

(2) 添付書類（正・副本 各1部）

ア 会社概要書（様式第2号）

イ システム保守業務実施体制表（様式第3号）

ウ システム保守業務の内容及び見積金額（様式任意）

エ 法人登記簿謄本の写し（直近のもの）

オ 決算書の写し（直近3期分、損益計算書・貸借対照表・株主資本等変動計算書を含むこと）

カ 納税証明書の写し（滞納がないことが確認できるもの）

法人税・消費税及び地方消費税・地方法人税・固定資産税

キ 北海道内の令和元年度地籍調査事業実施市町村への導入実績（現在、稼働中に限る）を証明する書類、契約書等の写し

※市町村から直接の受注ではなく、リース会社を通じての納入した場合は、令和元年度のシステム保守契約書類等の写しで可とする。

ク 会社案内等のパンフレット

ケ プライバシーマークまたは情報セキュリティマネジメント（ISMS）を取得していることがわかる証明書の写し

※添付書類は、モノクロ・カラーどちらでも可とする。

(3) 提出期限

令和2年8月18日（火） 午後5時まで

(4) 提出方法

持参または郵送（簡易書留郵便に限る）

(5) 提出先

本別町農林課地籍調査推進室（前記3参照）

(6) 参加資格確認結果の通知

電子メールにより、令和2年8月25日（火）までに担当者へ通知する。

7. 辞退届の提出

参加表明後、プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次の方法で提出すること。なお、この場合でもその他の事業において不利益を被ることはないものとする。

(1) 提出書類

・辞退届（様式第6号）

(2) 提出期限

令和2年9月9日（水） 午後5時まで

(3) 提出方法

持参または郵送（簡易書留郵便に限る）

(4) 提出先

本別町農林課地籍調査推進室（前記3参照）

8. 提案書等の提出

参加表明書類を提出し、本プロポーザルへの参加資格が認められた者は、プレゼンテーション及びヒヤリングに必要な書類を作成し、期限までに提出すること。

(1) 提出書類

ア 提案書（様式第5号）

(2) 添付書類

ア システム提案書（様式任意）

※システム提案書には次の内容も記載すること。

・地籍調査事業の精通度に関すること。（本システム以外の地籍調査業務又

は関連業務の請負・受託実績等)

イ 地籍調査システム機能一覧表 (別紙3)

該当箇所に○印を記載すること。記載がないものについては、その項目は評価しないものとする。

ウ 出力帳票 (任意様式)

エ 見積書 (様式任意)

※ 見積金額は、前記1(4)を上限額とすること。

※ 別紙3地籍調査システム機能一覧表で有償カスタマイズ対応とした機能の見積金額も含めること。

※ 見積金額にかかる内訳書を添付すること。

(3) 提出部数等

ア 提出部数 上記提案書を一綴りにしたものを正本1部、副本1部提出すること

イ 書式体裁 大きさはA4判とし、ページ数は自由とする。(資料やイメージ図など、見やすくするためA3判を使用する場合は、A4判の大きさに三つ折りにすること。) フォントサイズは10.5ポイント以上とする。

(4) 提出期限及び提出場所

ア 提出期限 令和2年9月10日(木) 午後5時まで

イ 提出場所 本別町農林課地籍調査推進室(前記3参照)

ウ 提出方法 提出期間内に担当窓口へ、直接持参または郵送により提出すること。郵送による場合は、簡易書留郵便に限る。

9. プレゼンテーション及びヒヤリングの実施

(1) 実施日(予定) 令和2年9月24日(木)

(2) 実施場所 本別町体育館中競技室

(3) 出席者 本プロポーザルに関する責任者及びシステム開発技術者を含む4名以内とする。

(4) その他

ア 時間については、事前準備10分、プレゼンテーション40分以内、ヒヤリング15分程度、片付け5分とする。

イ パソコン、プロジェクター等を利用する場合は、提案者側で用意すること。スクリーンのみ町で用意する。

ウ 実施順序については、事務局にて抽選を実施し、実施時間を令和2年9月17日(木)までにメールにて通知する。

10. パッケージの選定

(1) 選定方法

業務の履行に最も適したシステムを、厳正かつ公正に選定するため、地籍調査事業推進委員会システム審査部会（以下「審査部会」という）を設置し、審査及び選定を行う。

(2) 審査方法

- ア 審査部会による提案書等の審査結果に基づく評価値により決定する。
- イ 評価については、「本別町地籍調査支援システム審査要領」に基づく。

(3) 最優秀提案の決定

- ア 審査部会において、以下の条件に従い順次決定する。
 - ① 過半数に達する審査部会員から最高順位を得た者。
 - ② ①により決しない場合、全審査部会員の合計得点が最高得点の者。
 - ③ ②が複数いる場合、2. 機能項目の評価点の合計が最も高い者。
 - ④ ③が複数いる場合、見積金額の最も安価な者。

1 1. プロポーザルの提案課題

本プロポーザルの提案課題は次のとおりとする。

(1) 実績等

- ア 地籍調査システム導入実績（令和元年度北海道内地籍調査実施市町村）
- イ 地籍調査事業への精通度
- ウ 地籍調査システム機能一覧表におけるパッケージの適合状況

(2) システム機能

- ア 窓口対応への配慮がなされているか
- イ 操作性
- ウ 機能性
- エ 効率性
- オ 入力ミス防止対策
- カ 地図の検索
- キ 帳票の検索・出力
- ク 蓄積データの管理
- ケ 修正業務の効率性

(3) その他

1 2. 結果の通知

審査及び選定の結果については、すべての提案者に書面により行う。

1 3. 失格となる提案者

提案者が、次に該当する場合は失格とする。

- (1) 参加要件を満たさなくなった場合。
- (2) 提案書等が提出期限までに提出されなかった場合。
- (3) 2つ以上の提案書を提出した場合。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (5) 見積額が提案上限額を超えている場合。
- (6) 選考の公平性を害する行為があった場合。
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査部会部会長が失格であると認めた場合。

14. その他留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (2) 参加表明書がその提出期限までに到達しなかった場合は、提案書は提出できない。
- (3) 本プロポーザル参加に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書等は返却しない。
- (5) 業務上知り得た秘密は他に漏らしてはならない。
- (6) 本別町が提供若しくは貸与した資料等は本プロポーザル以外に使用することはできない。
- (7) プロポーザルに参加した者の名称等は公表しない。
- (8) 審査に係る電話等による問い合わせには応じない。
- (9) 審査に対する異議を申し立てることはできない。
- (10) 提出期限後における参加表明書及び提案書の差し替え及び再提出は認めない。参加表明書及び提案書について虚偽の記載をし、その他不正な行為をした場合は、失格とし必要に応じてその他の措置を講ずることがある。
- (11) 提出された参加表明書及び提案書の内容は、最優秀提案者選定の目的以外に提出者に無断で使用しない。